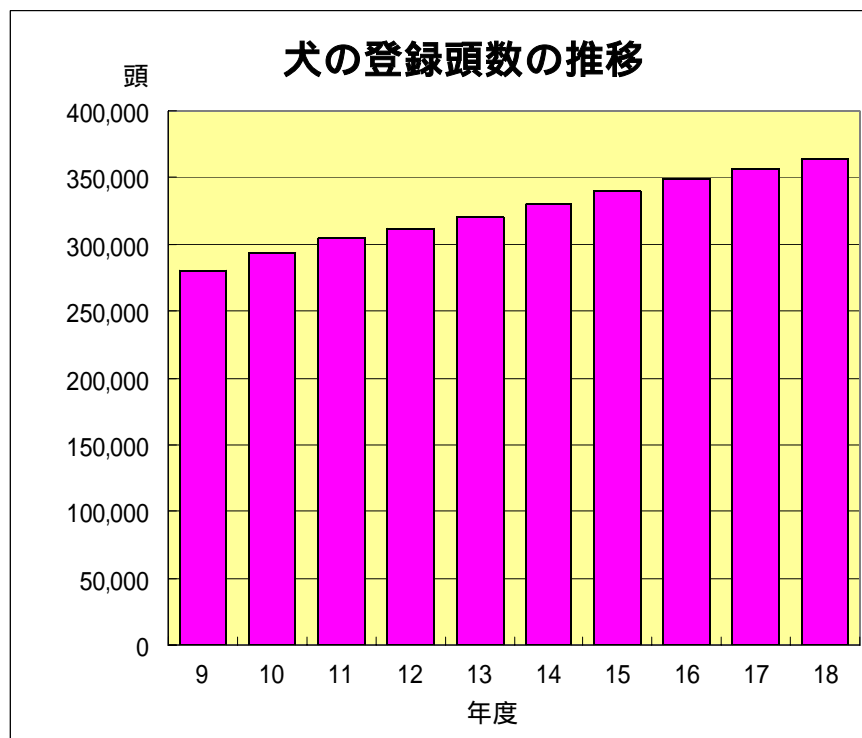


## 第3章 課題に対する施策展開

### 第1節 適正飼養の推進

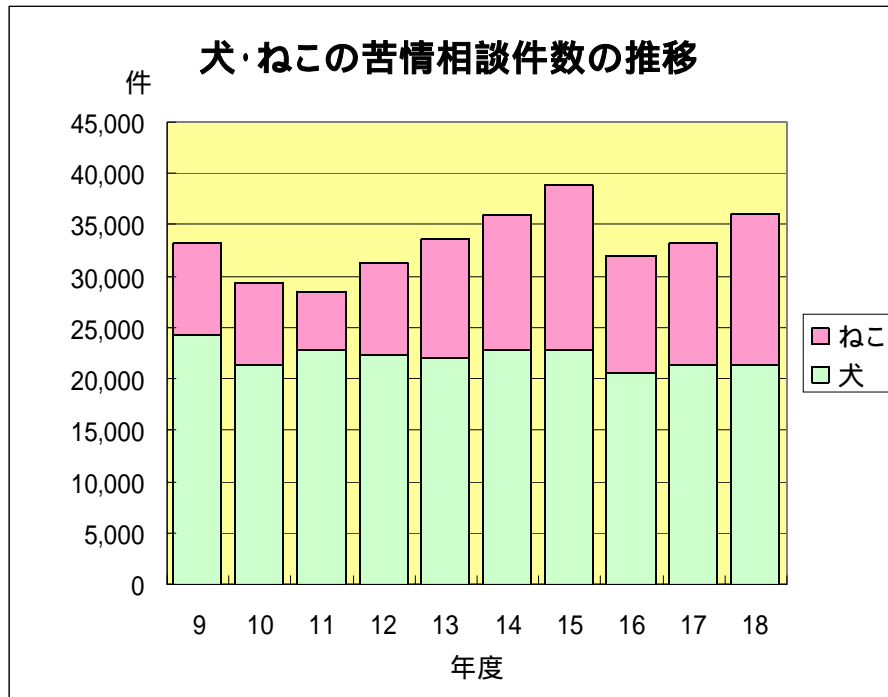
#### 1 現状



\* さいたま市・川越市を含む

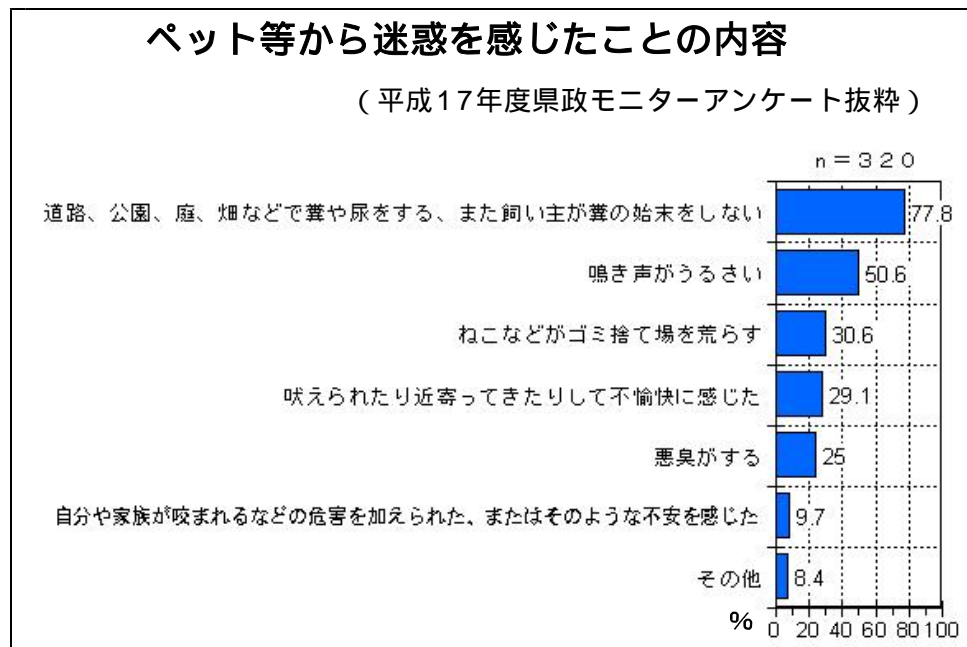
犬の登録（飼養）頭数は年々増加する傾向にあります。

また、県内におけるねこの飼養数は、約41万6千匹と  
なっています。（平成17年度推定値）



\*さいたま市・川越市を含む

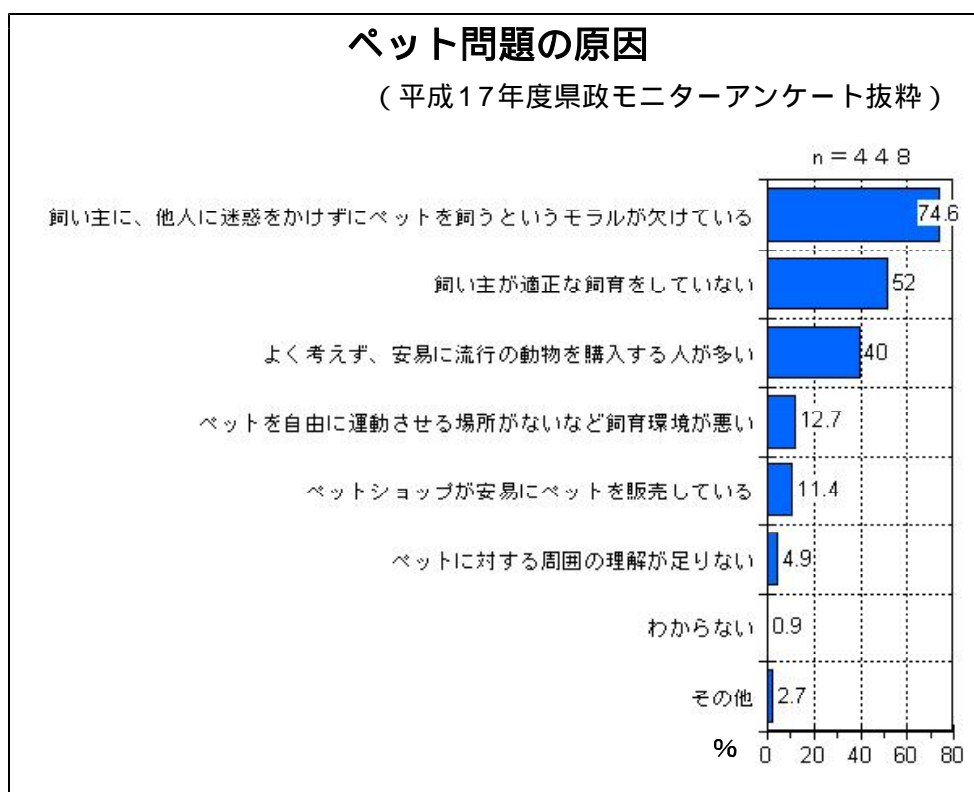
全体的な苦情相談件数は、大きな増減なく推移していますが、ねこに関するものが増加傾向にあります。



\*グラフの中で「n」とあるのは、質問の回答者の総数  
迷惑だと感じたことの内容について尋ねたところ、「道路、

公園、庭、畑などで糞や尿をする、また飼い主が糞の始末をしない」が77.8%で最も多く、次いで、「鳴き声がうるさい」50.6%、「ねこなどがゴミ捨て場を荒らす」30.6%、「吠えられたり近寄ってきたりして不愉快に感じた」29.1%となっています。

苦情相談内容では不適正な飼養管理に関するものが最も多く、その原因として飼い主のモラルの欠如を指摘する声が多く寄せられました。



\* グラフの中で「n」とあるのは、質問の回答者の総数

ペット問題の原因について尋ねたところ、「飼い主に、他人に迷惑をかけずにペットを飼うというモラルが欠けている」が74.6%で最も多く、次いで、「飼い主が適正な飼育をしていない」52.0%、「よく考えず、安易に流行の動物を購入する人が多い」40.0%、「ペットを

自由に運動させる場所がないなど飼育環境が悪い」12.7%となっています。

しつけ方や正しい飼い方についての情報提供の拡充が重要であるとする意見をお持ちの方も多くいました。

住環境の都市化や核家族化の進行により、近隣との関係が希薄化するなかで、ペットの鳴き声や臭いなどの身近な問題が複雑・長期化し、対人関係のトラブルにまで発展する傾向も見受けられます。

#### ミニコラム

「ねこ可愛がり」だけでは、いけません

「犬やねこの糞・尿で困っている」という人に伺うと、「動物は嫌いではないけれど、迷惑をかけられるのが困る」という答えが返ってくるケースに出くわします。

平成17年度に実施した県政モニターアンケート結果では、75%の人がペットの迷惑行為の原因として「飼い主の自覚やモラルの欠如」を挙げています。

また、同アンケートでペットの飼育経験について尋ねたところ、「飼ったことがある」と答えた人が70%を占め、多くの方が「飼い主」としての経験をお持ちであることも分かりました。

自分のペットが他人に迷惑をかけていることに「気付かなかった」では済まされません。「動物好きが動物嫌いをつくる」という言葉もあります。自分にとってはかわいいペットですが、他人の目にはどう映っているのかも考えてみる必要があるでしょう。

自分のかわいいペットがご近所にも愛されるために、きちんとしつけをして、衛生的な環境にも心配りしましょう。

動物が社会の一員として受け入れられるかどうかは、飼い主次第なのですから。

## 2 取組課題

動物の飼い主に対する正しい飼い方やしつけ方についての情報提供について、拡充が求められます。

飼い主責任の徹底やモラルの向上に関し、更なる啓発の推進が求められます。

自己の能力を超えた多頭飼育を防止するため、安易な飼養の抑止や適正な飼養個体数の管理等について、啓発の推進や監視指導の徹底が求められます。

「適正な飼養」には、他者に迷惑をかけないばかりでなく、動物の生理・習性・生態を理解し、動物の健康と福祉を維持することも含まれていることを飼い主に理解してもらう必要があります。

みだりに動物を傷つけたり殺すことはもちろんのこと、給餌・給水や健康管理などを怠り、動物を衰弱させるなどの行為も虐待行為に該当し、犯罪であることの認識を深めるため、啓発の推進が求められます。

### 情報板

#### 動物愛護管理法（抜粋）

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行つた者は、50万円以下の罰金に処する。

3 （略）

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

対話や相互理解を必要とする近隣トラブルに対処するため、当事者双方の仲介人（コーディネーター）としての役割を果たせる人材の確保が求められます。

「子供たちの要望」によりペットの飼養をはじめめる家庭も多いため、幼少期から動物に関する正しい知識や命の大切さなどについて学ぶことが求められています。

### 3 目標・展望

それぞれの飼い主が責任と自覚を持って正しく動物を飼養・管理することで、動物による近隣・他者への迷惑行為を防止し、動物が地域の一員として共生できる社会を目指します。

### 4 施策展開

#### 適正飼養啓発の強化

しつけ方教室やふれあい教室などを通じて、飼い主に対して動物の生態や正しい飼い方について、知識や技術の提供等に努めます。

ドッグラン等ペット飼養者が多く利用する施設における出張しつけ方教室の開催など啓発の機会の拡大に努めます。

より効果的な啓発媒体の作成や活用に努めます。

#### 事業者や関連団体等との協力

民間ボランティアとの協働により、飼い主責任の徹底やモラルの向上についての啓発活動を積極的に推進します。

ペットショップ等の協力を得ながら、これから動物の飼養

を検討している人を対象に、安易な飼養の抑止や終生飼養義務の遵守についての啓発活動を積極的に推進します。

動物を原因とする近隣トラブルに対して、当事者間の仲介人（コーディネーター）として相談に応じることができる民間ボランティアとの協力体制を整備します。

## 不適正飼養への対応

周辺への迷惑防止と飼養動物に対する愛護の観点から、多頭飼育事例の把握に努め、譲渡等による飼養数の削減や不妊・去勢措置などについての指導を徹底します。

多頭飼育事案等の解決に当たり、心のケアが必要とされる場合にあっては、精神保健担当者等との連携を図ります。

### 情報板

**アニマルホーダー（過剰多頭飼育者）を知っていますか？**

アニマルホーダー（過剰多頭飼育者）とは、自分の飼育可能な範囲を大きく逸脱し、動物を集め、手放せなくなっている精神状態に陥っている多頭飼育者のことです。

はじめは普通の動物愛護家や動物レスキューを行っている方と区別がつかませんが、犬やねこなどを自分の管理可能限度を超えて集めつづけ、手放せないようになります。

最優先事項に動物の収集・保護（本人は善意の救助活動と考えている）があることから、本人や家族の生活や健康などが犠牲になりがちです。

動物が多いことから、適正な飼養管理が出来ず、動物の健康状態や飼養施設の衛生状態も悪いことが多く、動物虐待ともいえる飼養状態に置かれているケースもあります。

動物を手放すことに強い不安を感じ、新たな飼い主捜しをせず、飼い主捜しなどを申し入れる行政や動物愛護団体に対して疑心暗鬼になり、敵対視することも少なくありません。

多くの場合、単に飼養数を減らすよう促したり、法で裁くのは本当の解決にはならず、精神保健の立場からの「心のケア」を含めた長期的な取り組みが必要となります。

## 次世代への動物愛護管理の考え方の普及

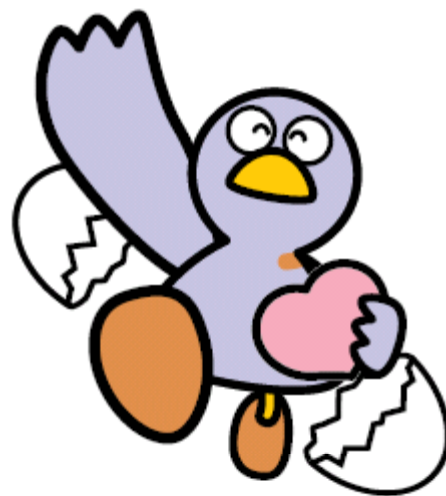
学校での授業などを通じて、子どもたちに動物愛護管理の考え方についての普及啓発を推進するため、教育局との協力体制を整備します。

### 情報板

#### 動物介在教育

( A A E : Animal Assisted Education、アニマル・アシステッド・エデュケーション )

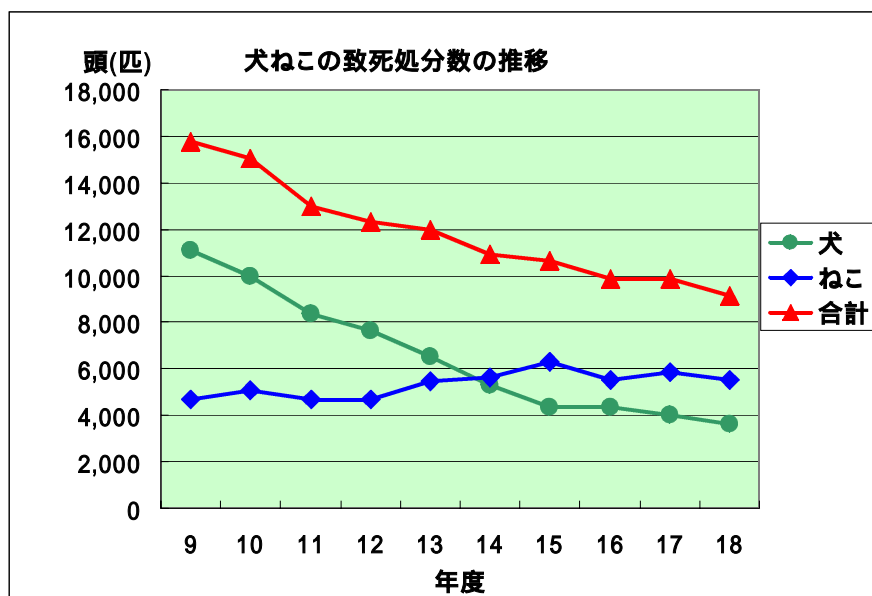
獣医師やボランティアなどが、小中学校等へ愛護動物を連れて訪問し、動物とのふれあいを通じ、子供達に動物愛護の精神を培う教育で、子供の情緒の健全な発達を目的としたものです。





## 第2節 致死処分数の削減

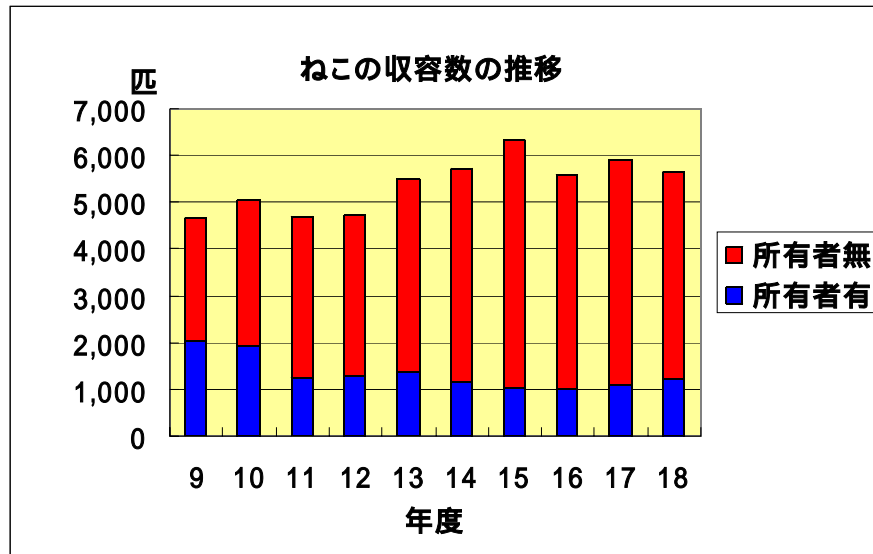
### 1 現状



\* さいたま市・川越市を含む

犬については毎年減少し、10年前に比べて約3分の1近くまで減少しました。

ねこについては、横這いからやや増加傾向にあり、最近10年間では、僅かですが前年を上回る年もありました。



\* さいたま市・川越市を含む

平成8年度（4,378匹）を減少ピークとして、以降年々微増する傾向にあります。

収容の内訳については、約8割前後が所有者不明のものであり、そのほとんどが生後間もない子ねこでした。

## 2 取組課題

自己の飼養能力を超えた繁殖行為を抑制するため、不妊・去勢措置の実施について、啓発の推進が求められます。

また、野良（捨て）ねこ問題について、広く県民の関心を喚起して、その原因について正しい認識を持ってもらう必要があります。

安易な飼養の抑制や終生飼養責任の遵守について、啓発の

推進が求められます。

飼育動物の遺棄行為（捨てること）が犯罪であることの認識を深めるため、啓発の推進が求められます。



### 情報板

#### 動物愛護管理法（抜粋）

第44条 1～2 （略）

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

少しでも多くの命を救うため、元の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡の推進が求められます。

## 3 目標・展望

それぞれの飼い主が終生飼養の責任を自覚し、その上で不妊・去勢措置の重要性を理解して、自己の飼養能力を超えた無計画な繁殖行為を繰り返さないことで、県に收容される動物の数が減少します。

また、みだりに繁殖行為を繰り返すことは、「野良ねこ」生産行為であるということに周囲の関心の目を向けさせ、繁殖行為の反復を許さない環境基盤を整えます。

收容された動物に可能な限り延命の機会が与えられるよう努め、少しでも多くの動物が殺処分を免れる環境の整備を

目指します。

犬・ねこ引取り数の半減（平成18年度実績比）を目指します。 2702匹 1300匹

犬・ねこ致死処分数の半減（平成18年度実績比）を目指します。 9118匹 4500匹

## 4 施策展開

### 不妊・去勢措置の啓発推進

動物愛護推進員（第4節参照）を始めとするボランティアとの連携により、街頭活動や軒先訪問などを通じて、不妊・去勢措置の重要性や終生飼養の徹底等についての啓発活動を積極的に実施します。

自治会等の協力を得て、不妊・去勢措置の重要性や終生飼養の徹底等についての啓発活動を実施します。

専門家（獣医師等）による情報発信を推進し、不妊・去勢措置のメリットについて、飼い主の理解を深めます。

行政のサポーターとして活動していただけるペットショップ等を募集し、店頭における啓発媒体（リーフレット、ポスター等）の配布・掲示及び顧客に対する飼い主責任についての積極的な呼びかけ等に協力していただきます。

### 動物遺棄防止の啓発推進

遺棄行為の背景には、飼い主の飼養能力を超えて繰り返される繁殖行為の存在があります。これを社会的認識として

合意形成することで、「捨てにくい」から「増やしにくい」にシフトした環境づくりに努めます。

ペットを捨てることが犯罪であることの認知度がまだまだ低いことから、その周知の強化を行います。

「愛護動物の遺棄等虐待防止旬間」を定め、啓発事業等の集中的な実施により、遺棄行為防止の強化に努めます。

## 個体識別措置の推進・徹底

名札装着などの所有者明示措置の実施、特にマイクロチップの装着について、積極的な普及推進に取り組みます。

### 情報板

#### マイクロチップとは

動物の個体識別等を目的とする2mm×12mmの生体適合ガラスで覆われた電子標識器具で、皮下に挿入します。専用のリーダー（読取機）で感知してチップに記録された番号データを読み取り、データベースに照会することで所有者を特定できます。迷子や盗難をはじめ大規模災害などで飼い主からはぐれた動物の身元確認に役立ちます。



\*実物大

なお、**県の全保健所及び動物指導センターにリーダーが配備されています。**

### ミニコラム

#### マイクロチップさえ付いていれば・・・

「首輪が外れて、迷子札だけを残したまま飼い犬が行方不明になってしまった」という連絡が入るたびに残念な思いが募ります。

言葉を話せない犬やねこが迷子になったとき、無事飼い主の元に戻るために、鑑札や迷子札だけでなく、脱落の心配がない「マイクロチップ」を装着することを、ぜひお勧めします。

保健所や動物指導センターでは、飼い主不明の犬やねこを収容するたびに、マイクロチップデータをリーダー（読取機）で判別する作業を行っています。

「今度こそマイクロチップの反応があるように」との望みを託して・・・

大切な家族の一員です。「万一」に備えた「万全」の対策を考えてみてください。

犬への鑑札・注射済票の装着が徹底されるよう努めます。

## 情報板

### 狂犬病予防法（抜粋）

（登録）

第四条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

2 市町村長は、前項の登録の申請があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。

4～6（略）

（予防注射）

第五条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

## 収容動物の返還の推進

飼い主への返還を推進するため、収容動物に関して県のホームページ等を活用した情報提供の機会拡大に努めます。



## 譲渡の推進

新たな飼い主への譲渡事業を推進するため、ボランティアとの連携を図ります。

成犬・成ねこの譲渡促進のため、動物関係専門学校（トリミングスクールやトレーナー養成スクールなど）をはじめ動物との関わりが深い民間企業との協力関係を築きます。

### 引取り再考の推進

犬・ねこの引き取り窓口において引き取りを希望する飼い主に対し、再考を促す啓発リーフレット等を配布します。

再考により引き取りを思いとどまり、新たな飼い主を探す努力をする方へのバックアップに努めます。